

別添3

○環境省令第二十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項、第六条第一項第一号並びに第十六条第一項及び第三項の規定に基づき、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月一日

環境大臣 石原 伸晃

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項第十二号中「所有者」を「使用者」に改める。

別表第一の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

別表第二の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

別表第三の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

様式第十六中「田働世帯の所有者」を「田働世帯の使用者」に改める。

様式第十八中「~~自動母線~~の~~所有者~~」を「~~自動母線~~の~~使用者~~」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。